

函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月13日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第15号

函館市つつじ保育園条例の一部を改正する条例

函館市つつじ保育園条例（昭和34年函館市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども」を「第27条第1項に規定する教育認定子ども」に改める。

第5条第1項中「第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子ども」を「第27条第1項に規定する教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第6条の見出しを「（教育認定子どもの保育）」に改め、同条第1項中「第3条第2項」を「同条第2項」に、「係る教育・保育給付認定子ども」を「係る支援法第27条第1項に規定する教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項、第3項および第5項中「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。